

## 平成15年度予算成立 -3.7<sup>パーセント</sup> 332億円

### 主な新規事業 (単位万)

・排水機システム設計	500
・ファミリーサポートセンター設置	645
・ブックスタート事業	101
・就学前医療費無料化実施	
・自転車利用促進事業	98
・猛暑対策事業	495
・果樹園整備事業	100

3月定例議会が3月3日から23日まで開催され、平成15年度の予算案を可決致しました。総額332億円は対前年度に対し-3.7<sup>パーセント</sup>、当初予算に対し12億円のマイナス予算です。市税については個人、法人とも昨年に引き続いて減収となっています。特に法人市民税に至っては-16.2<sup>パーセント</sup>の大幅な落ち込みとなっています。長引く不況が市税にも大きな影響となって現れています。国からの交付税も-7億の減少、そのための起債も昨年比で10億円余増額し新たに45億9000万の起債を発行しました。この様な財政状況では、目立った新規事業は出来ず、市内25カ所の排水機を集中管理するシステムの設計、ファミリーサポートセンターの開設、又、モデル小学校に扇風機の設置等が主な新規事業です。

### 職員の給与1.86<sup>パーセント</sup>引き下げ

人件費を下げるべく職員の給与条例の改正がありました。平均で-1.86<sup>パーセント</sup>1億4600万の削減となりました。今後、我々議員報酬についても引き下げをしなければと思います。

又、市街化調整区域の開発許可を三郷市に移管される事になり条例を制定しました。

### 三郷市個人情報保護条例の制定

又、昨年より運用が始まりました住基ネット関係、又行政の個人情報に関する保護を目的とした条例を制定しました。

## 調整区域の開発出来る…条例制定

今議会に市街化調整区域の開発許可が三郷市で出来るようになりました。平成13年5月に都市計画法が見直され市街化調整区域に於いて地域の実情に応じた開発許可基準を定めることが出来るようになりました。これを受けて埼玉県内18の市町村(2003.3現在)で基準を設け開発出来るようになりました。三郷市もその該当市町村となり、3月議会において、「三郷市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を制定しました。内容は、1.昭和45年の市街化区域、調整区域の繰引き前から調整区域に自己用所有地のある方、2.調整区域に20年以上居住している者の親族が自己用住宅を建てるとき、3.従来も認められていました農家の分家住宅、4.調整区域に20年以上居住し自己業務用の工場、事務所(100㎡以内)の拡張、5.収用移転、6.大学、7.都市計画審議会の議を経たもの、8.調整区域に居住する者の集会場、9.既存建物の敷地拡張等々が出来るとなりました。ただし、住居用地の最低敷地面積が300㎡以上となっています。又、既存宅地の開発行為が平成18年5月18日まで延長となりました。この条例は、調整区域の開発を促し、経済の活性化に役立てようとするものです。



## 行政は市民の要望にどこまで応えられるのでしょうか!



私は、今議会の一般質問で、「市民の様々な要望に本当に行政は応えられるのか」と行政に問いかけました。革新系の皆さんの何でも行政がやるべきだの大合唱を聞いていると、財政難も意に介さない厚顔ぶりにはあきれられるばかりです。我々の生活に関わるサービスが行政からしか受けられない時代から、民間のサービスを買う時代へ、そして今日では、ボランティアやNPOと言われる非営利の市民グループの出現と大きく変わろうとしています。今こそ、行政もそれらの様々なサービスを提供する組織を育て、よりきめ細かいサービスを代替する時代であると思います。三郷市

は何故彼らに言われ続けなければならぬのでしょうか。今こそ、町会やコミュニティを組織し、新たなNPO、ボランティアを育てるプログラムを始めなければと訴えました。市民の力を信ずる事が大事だと思います。先進自治体では着目しています。どうでしょうか。

**1. 市民の行政需要にたいしてどう応えようとするのか。NPO の育成、条例の制定は。**

第 3 次行政改革推進計画を策定し今後さらに努力する。町会、自治会、ボランティア団体に対する支援活動は続けてゆきたい。企業、NPO、市民等の役割分担を考えサービスの提供に努力する。同じ方向を向いている活動には関係を考えてゆきたい。ただ、NPO は行政とは活動原理が異なっている。しかし、今後検討して行きたい。独自性を活かすためにも間接的な支援となろう。相互の理解が深まる必要がある。NPO の条例化は考えていない。(市長)



道路美観のボランティア活動

**2. 優良企業の転出防止策は、特区構想の考えは、半田運動公園の処分の考えは、遊休地の利用は。**

優良企業は地域経済にとって大きな影響を与える存在である。準工業地は、149.7 ヘクタールあるが工業地域、専業地域はない。従って、大きくなると転出しざるを得ない。インターA地区には 7.2 ヘクタールの流通用地と 5.2 ヘクタール工業地域の準備を進めている。特区構想については、商工会、庁内の連絡会議で検討して行きたい。半田運動公園は運動公園の事業認可を取って買収したので、売却については、現在各種スポーツ団体が利用しているので出来ない。(市長)



移転する 松下電器埼玉東工場

**3. コミュニティーバスの活用策は、市内の商業地図の変化は、他市への乗り入についての負担は。**

商店会の会合等の中で何うと、バスの影響はないと考えている。他市区に乗り入れる事でも運行経費は変わらず、他市民の利用により採算性が向上することになり安定的な経営が出来、その分補助金が減少する事になると考えている。バス利用の拡大については、バスガイドブックを配布している。また、文化会館のチラシにバス案内を印刷している。また、広告に市の事業等の掲載もあると思う。jc の活動にもバスを利用する事業もある。(環境経済部長)



**4. ホームページの活用による情報開示を、各課からの発信を。**

情報化推進本部を設置し行政システムの整備する中で、従来のシステムの変更、市民サービスの検討を始めた。三郷市の HP は、平成 11 年 7 月に開設した。現在 6 部署が HP を開設している。今後さらに拡大してゆく。今後、イントラネットにより各課から発信出来るように期待している。(市長公室長)

**雑感**

**半田運動公園について** 今議会の一般質問で、遊休地の処分、有効利用について質問をした中で、半田運動公園について発言をしました。それは「工場用地か住宅団地として処分してはどうか」



半田運動公園

と提案しました。何故この様な提案をしなければならなかったのかと言えば、半田運動公園の買収金額と多額の金利負担があるからです。平成 4 年に総額 57 億円で 5 畝の用地を取得しました。その後、整備はせず今日に至っています。昨年度の金利は 7705 万円、買収からの総額は 13 億 1313 万円にもなっています。このままの状態が続けば毎年多額の負担が続くのです。今は、開発公社の管理となっていますが、平成 17 年度までに本会計に繰り入れる事になっています。財政難の中、このままでよいのでしょうか。市民のスポーツ環境整備は必要ですが、埼玉県の下水処理場の上部に運動公園の計画があります。そこに県内一の施設整備をする事により、半田運動公園の行く末を考えたいと思います。市民の皆さんはどの様にお考えでしょうか。

**行政視察報告**

\* 学校選択制を実施している静岡県浜北市を視察する。  
自民党市議団 (2 月 12.13 日)

◆ 個人で視察をしました。

\* 八潮市へまちづくり推進について訪問する。(12 月 17 日)  
\* 埼玉県宮代町へインターネットのホームページについて訪問する。(3 月 14 日)